平成２３年（フ）第２５３８号
名古屋市緑区大形山1312番地　ＮＡＰＯＲＩ滝の水１Ａ
債務者　原　　修
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５０号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　412号棟201号室
債務者　米倉　妙子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５９８号
名古屋市瑞穂区大喜町６丁目24番地　丸福大喜マンション南棟401号
債務者　石川　八人
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４８５号
名古屋市名東区社が丘２丁目1116番地　第２ヤマケンビル202号
債務者　髙田　順子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９号
鹿児島県姶良市東餅田3706番地17
債務者　山之内伸一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目13番１―607号
債務者　黒田　康司
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３１３号
神奈川県横須賀市桜が丘１丁目11番７号
債務者　川上美由紀（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３１８号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番18―302号
債務者　山本　秀士
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２５７４号
名古屋市中村区横前町505番地　ハイユニＬ横前102号
債務者　星　　芳秀
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３号
山口市宮野下822番地２　恋路団地Ｃ棟201
債務者　山本　麻美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
岡山市北区今６丁目７番20号　創和ハイツ201
債務者　伊藤　憲彦
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０５号
岡山市南区豊成３丁目10番19号
債務者　小松　洋一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０６号
岡山市南区豊成３丁目10番19号
債務者　小松　京子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１３号
岡山市中区八幡93番地
債務者　萬城　美恵
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２１号
岡山市北区北長瀬本町12番32号
債務者　籔内　信彦
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９号
大分県中津市大字永添820番地22　市営古城住宅２号
債務者　下川　寿久
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７６３号
東京都墨田区立花５丁目21―３―301
債務者　五島　敦子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部